はしがき

初版が上程されてから６年半の月日が流れました。この間、猫の飼育頭数が、犬の飼育頭数を上回るなど、ペットにまつわる事情も変化してきました。ペットに対する社会の関心はより高まり、飼い主の愛情はより深まったと感じています。

令和元年６月、動物愛護管理法が改正され公布されました。この改正法は、一部を除き、令和２年６月より順次施行されます。この改正では、いわゆる幼齢動物の８週（56日）齢規制の実現、動物殺傷罪の罰則の強化（最高懲役５年・罰金500万円に引上げ）、マイクロチップの装着の義務化などが規定されました。また、平成29年には、一般生活の基本法である民法も120年ぶりに大改正されました（施行は令和２年４月）。これらの改正に伴い、初版の内容を変更する必要が生じました。そこで、最新の内容を解説したものとするために、第２版を発刊することにしました。読者の便宜に資するよう、巻末に資料として、令和元年改正後の動物愛護管理法を掲載しました。

この第２版が世に広まることで、ペットにまつわる新種の法律問題も速やかに解決され、また、ペットに関するトラブルが起きなくなることを切望します。

第２版の発行に際し、迅速な執筆に対応していただいた両弁護士、編集にご尽力いただいた民事法研究会の大槻剛裕氏に感謝申し上げます。

令和２年２月

執筆者を代表して　渋谷　寛

Q1　ペットは法律上どのように扱われているか

ペットは、法律的には「物」と同じ取扱いがなされると聞いていますが、本当ですか。家族同然の可愛いペットが物扱いされるとはおかしくありませんか。

▶▶▶ Point

①　動物は、法律上、物と全く同じように取り扱われるのでしょうか

②　ペットが死傷したときに慰謝料を請求できないのでしょうか

1　法律上は「動産」すなわち「物」と同じように扱われる

私たちの一般的な生活に関するルールとなる法律すなわち民法は、契約を締結したり、財産を保有することができる者（権利の主体）を、人（自然人）と株式会社などの法人に限っています（民法第1編（総則）第1章・第2章）。民法は、人を中心として考えており、したがって現段階では、動物には権利の主体性を認めていません。ですから、ペットの名前で契約をしたり、銀行の通帳をつくって財産を蓄えたり、訴訟を起こすことは、法的にはできないことになります。

動物を原告として起こした訴訟が話題になったことがありますが、裁判所は動物を原告として認めないという判断をしました（鹿児島地裁平成13年1月22日判決・判例集未登載〔奄美の黒ウサギ裁判〕）。

動物に権利の主体性が認められない理由は、知能の高い動物といえども、難しい財産の処分や契約の締結を動物自身ではすることができないこと、（どこまでの範囲の動物に権利主体性を認めるのか、犬猫のほかに鳥なども含めるのかという問題もありますが）数が多すぎて管理しきれないことなどの理由が

考えられます。

民法は、動物を権利の対象（客体）としてしか扱っていません。民法では、権利の対象としての物を、不動産と動産に分けています（民法85条・86条２項）。この分類に従うと、ペットなどの動物も、「物」の一種である「動産」に分類されてしまいます。家の中に置いてあるテレビなどと同じ扱いです。

刑法上も、ペットを殺傷したとしても殺人罪（刑法199条）や傷害罪（同法204条）には該当せず、飼い主の所有物を壊したとする器物損壊罪（同法261条）が成立するだけであり、「物」と同様に扱われます（ただし、動物愛護管理法上の罰則があります。Q７参照）。

ペット自身に権利主体性を認めることが難しいことから、ペットを法人化して、法人の代表者に飼い主を指定し、飼い主が具体的な処分行為などを行うという方法も考えられています（フランスの法学者の提言）。また、動物に制限的な権利能力を与えようという意見もあります。しかし、これらの理論は、まだ十分には議論されていません。

2　飼い主の精神的苦痛に対する慰謝料の賠償は認められる

このように、人間と動物では法律上の扱いは全く異なり、ペットは物と同様に扱われます。

しかし、裁判例上、ペットは「物」の中でも命のある「物」として認められ、特に愛情をもって飼われているペットの死傷に対しては飼い主の慰謝料の面で特別な考慮がなされています。

これまでの裁判例では、物に対する損害の場合の慰謝料は、その物の時価相当額が賠償されれば、精神的苦痛も慰謝されたものとして、それ以外の慰謝料は支払わなくてよいことになっています。しかし、愛情をもってペットに接してきた飼い主が、そのペットの死傷に際して精神的苦痛を被った場合には、その精神的苦痛に対して、少なくとも昭和36年の判例（東京地裁昭和

36年２月１日判決・判時248号15頁）以降、慰謝料が支払われることが慣行になっています。当初その額は数万円と少ないものでしたが、最近ではペットブームの影響もあり、獣医療過誤訴訟の判決では、１頭のペットの死亡に関して、飼い主に対する慰謝料として、50万円（原告１名）、60万円（原告２名）、105万円（原告３名）の支払いを認めたものがあります（コラム⑬参照）。

このように、ペットは、物の中でも特殊な存在として、あらためて注目されています。

3　動物を虐待すると、物を壊したときよりも重く罰せられることがある

通常、物を壊すと、器物損壊罪となり、懲役３年以下または罰金30万円以下の刑に処せられます（刑法261条）。これに対し、愛護動物（Q７参照）を殺傷すると、懲役５年以下または500万円以下の罰金に処せられます（動物愛護管理法44条１項）。

令和元年の動物愛護管理法の改正により、より厳罰化が図られ、動物虐待罪のほうがはるかに重く罰せられます。この意味では、ペットは、法律上、単なる物より手厚く保護されているといえるかもしれません。

4　ドイツでは憲法に動物に関する規定がある

ちなみに、ドイツの民法では、「動物は物ではない」と規定されています（ドイツ民法90条ａ１文）。ドイツの基本法（憲法に相当するもの）では、もともと国家に対し、立法などを通じて自然生活基盤を保護するように義務が課されていましたが、2002年の改正により、動物をも保護するように義務内容が追加されています（基本法20条ａ）。

わが国では、まだこのレベルには達していませんが、徐々に、ペットの法律上の地位は向上しつつあります。最近の、動物愛護管理法（Q３以下参照）の度重なる改正も、これを後押ししています。

Q29　預けたペットが脱走してしまった場合にどのような請求ができるか

1週間の海外旅行に出かけるので、可愛いペットを預けたくはなかったのですが、ペットホテルに宿泊代を払って預けました。ところが、旅先で、預けたペットホテルから、「ペットが脱走してみつからない」との連絡を受けました。ペットホテルに対してどのような請求をすることができますか。また、ペットホテルではなく、親しい友人に預けた場合はどうでしょうか。

▶▶▶ Point

① ペットホテルには預かったペットを逃がさないようにする義務があります

② 無料で預かっている友人は、ペットホテルよりも軽い責任しか負いません

1　寄託契約

ペットホテルにペットを預ける契約は、ペットホテルがペットを保管することを約束するのですから寄託契約に該当します（民法657条以下）。保管を引き受けたペットホテルは、自己の責任においてペットを保管し、飼い主に返還しなければなりません。

2　善管注意義務

寄託契約の場合、民法上は、契約の内容が有償（有料）か無償（無料）かにより責任が変わってきます。無償の場合は、自己の物を管理するときと同程度の注意をすればよいこととされています（民法659条）。ところが、有償

の場合は、善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）が必要とされており、より重い責任が課されています。

3　ペットホテルは善良なる管理者の注意義務を負う

ペットホテルは、通常、宿泊代をとっており有料ですから、善管注意義務を負うことになります。また、仮に無償で預かったとしても、営業の一環として預かった場合には、商法の規定により善管注意義務を負うことになります（商法595条）。

ペットを預かる場合、ペットが逃げようとすることは、容易に想像できます。住み慣れた自宅を離れ、親しい飼い主とも離れ離れになっているのですから、逃げ出したがるのは当然です。このようなペットを飼い主から預かるのですから、ペットホテルとしては、逃げ出さないように万全の体制を整えなくてはなりません。檻（おり）などに出し入れする際に細心の注意を払う必要がありますし、万が一檻から逃げたときでも施設の外に逃げ出さないように二重の扉を設けるなどの工夫も必要でしょう。

預かったペットを逃がしてしまったら、ほとんどの場合、弁解はできないと思われます。ペットホテルは逃がしてしまったことの責任を負わなければなりません。

4　ペットホテルに対する請求

ペットが逃げ出してしまった場合、あなたは、ペットホテルに対し、まずペットを捜し出すように請求することができます。ペットホテルとしても、ペットをみつけられないと、損害賠償に応じなくてはならなくなりますから、多くの場合は、その賠償を回避するために捜索に協力するでしょう。

捜索をしてもペットがみつからない場合は、損害賠償を請求することになります。賠償を請求できる損害の範囲は、ペットが逃げ出したことと相当因果関係のあるものに限られます。ペット自身の交換価値や逸失利益は当然と

して、捜索のためのアルバイトを雇った費用、ペット探偵（Q62参照）に依頼したときはその探偵料、迷子ペットに関する広告（チラシ）の印刷代、慰謝料なども損害賠償の対象になると考えられます。

5　親しい友人に預けたときは自己の物と同一の注意義務に軽減される

ペットホテルにではなく、親しい友人に預けた場合はどうでしょうか。この場合は、無料で預ける場合が多いでしょう。そうなると、無償寄託となり、預かった人は、自己の物に対するのと同一の注意義務を負うことになります（民法659条）。預かった人が、自己のペット同様に注意を払っていたにもかかわらずペットが逃げてしまった場合には、注意義務違反を認めることができず、損害賠償を請求することはできないでしょう。

執筆者・協力者一覧

〔執筆者〕

渋谷　寛（渋谷総合法律事務所）
弁護士・司法書士、ペット法学会事務局長、環境省動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会委員、農林水産省・環境省ペットフードの安全確保に関する研究会元委員、環境省中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会元委員、農林水産省獣医事審議会元委員、ヤマザキ動物看護大学講師、月刊「いぬのきもち」「ねこのきもち」法律相談話し手。

佐藤　光子
弁護士、日本弁護士連合会公害対策環境保全委員会委員、ペット法学会会員

杉村亜紀子（リソナンティア法律事務所）
弁護士、ペット法学会理事

〔協力者〕

谷川　久仁（南台どうぶつ病院院長）
公益社団法人東京都獣医師会会員（中野支部・防災担当）

〈トラブル相談シリーズ〉

ペットのトラブル相談Q&A〔第2版〕

令和2年3月26日　第1刷発行

定価　本体2,500円＋税

著　　者　渋谷寛・佐藤光子・杉村亜紀子

発　　行　株式会社民事法研究会

印　　刷　藤原印刷株式会社

発 行 所　株式会社　民事法研究会

〒151-0073　東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-351-1 C2032　￥2500E